

入札公告

条件付一般競争入札を行いますので、参加を希望する者は、入札参加要件を確認したうえで入札参加届出書を提出されたく公告します。

令和 8 年 8 月 25 日

松阪市長 竹上 真人

Ⅰ 一般競争入札に付する事項	
(1) (契 約 番 号)	(260185)
業 務 委 託 名	令和8年度 松阪市森林境界保全図素図作成業務委託
(2)履 行 場 所	松阪市産業文化部林業・西部農水振興課が指定する場所
(3)予 定 価 格	¥ 7,829,000 円 (消費税相当抜き)
(4)履 行 期 間	契約締結日から令和9年3月17日
(5)発 注 課	林業・西部農水振興課
Ⅱ 参加資格に関する事項	
(1)地 域 要 件	市内、準市内及び県内業者
(2)営 業 種 目	業種： 2910 地図作成
(3)履 行 実 績	過去15年間に、元請として全国の官公庁が発注した「森林境界保全図素図作成業務」もしくはこれと同等業務の実績を有する業者。 実績確認のため、 <u>入札参加申請時に「類似業務の履行実績調書（業者実績）」および履行実績を証明する書類（テクリス業務カルテ、契約書の写し、業務完成認定書、契約履行証明書等）</u> を添付してください。
(4)そ の 他	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 ② 松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第3条第1項の規定に該当しないこと。 ③ 松阪市契約規則第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登録されている業者であること。 ④ 建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成17年告示第150号）により、指名停止を受けている期間でないこと。 ⑤ 本業務を行うにあたって必要となる資格を有すること。 ⑥ 本業務の履行能力があること。 ⑦ ・ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO／IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、JIS Q 15001（プライバシーマーク）の認証を全て受けていること。 <u>入札参加申請時に、認証を証明する登録書の写し等を添付してください。</u> ・管理技術者は「測量士」の資格を有する者、照査技術者は「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者とする。 <u>入札参加申請時に、「配置予定技術者調書（業務委託）」および資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。</u> ・管理技術者、照査技術者の内1名以上は、過去15年間に、元請として全国の官公庁が発注した「森林境界保全図素図作成業務」もしくはこれと同等業務の実績を有する者とする。 <u>入札参加申請時に、「類似業務の履行実績調書（技術者実績）および履行実績を証明する書類（テクリス業務カルテ、契約書の写し、業務 完成認定書、契約履行証明書等）を添付してください。</u> ⑧ 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
Ⅲ 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1)添 付 書 類	Ⅱ 参加資格に関する事項 (3) 履行実績 に指定する書類および(4) その他 ⑦に指定する書類
(2)申 請 書 提 出 期 間	本公告の日から令和8年9月3日(木) 15時まで
(3)質 問 受 付 期 間	本公告の日から令和8年9月3日(木) 15時まで
	ファックス等文書にて契約監理課調達係まで行うこと。（FAX 0598-22-3533）
(4)質 問 の 回 答	原則として質問提出者のみに回答する。
Ⅳ 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1)参 加 資 格 の 可 否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、令和8年9月4日(金)までに通知する。
(2)入 札（開 札）日 時	令和8年9月9日(水) 9時
(3)入 札（開 札）場 所	入札室
(4)入 札 方 法	松阪市電子入札システムを利用した入札
(5)入 札 期 間	令和8年9月4日(金) から 令和8年9月7日(月) 20時 締切
(6)最 低 制 限 価 格	なし
(7)入 札 保 証 金	免除
(8)契 約 保 証 金	本件の契約締結に際しては、契約保証金として契約金額の10%以上を納付すること。
	契約保証金の納期は令和8年9月25日(金)とする。 ※ただし、松阪市契約規則第31条第1項に掲げる場合においては、全部又は一部を免除することができる。
Ⅴ その他	
① 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは契約の締結はできない。 ② 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 ③ 当該入札に参加資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 ④ 落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ⑤ 本公告、法令及び松阪市の契約関係条例等に定めがあるもののほか、入札契約等に関する取扱いは、松阪市のホームページ「入札の広場（物品等）」の「入札制度」に掲示している「入札システムのご案内」、「入札心得」に従って行うので、入札参加に当たっては必ず確認すること。ただし、本件については、代表立会人を設定しないものとする。なお、開札は公開とする。 ⑥ 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。 ⑦ 予定価格は上限価格になるので、この価格以下で入札すること。 ⑧ 予定価格の10%に相当する額以下で行った入札は、桁間違いの錯誤とみなし無効とする。	
特 記 事 項	入札書は電子入札システムにより提出すること。 ただし、紙入札参加を認めた場合は、持参により提出すること。